

埼玉県就労訓練促進事業実施要綱

1 事業目的

就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 支援対象者

- ア 就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもり状態にある者等）や不安定就労を繰り返している者
- イ その他自立相談支援機関等が支援を必要と認める者

4 事業内容

就労支援コーディネーターを配置して以下の支援を実施する。

- ア 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。支援対象者が利用可能な就労体験・認定就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案する。
- イ 開拓した就労体験・認定就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案する。併せて新たな就労体験等のニーズを把握する。
- ウ 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行し、企業側との調整を実施する。
- エ 就労体験・訓練中の事業主への支援・負担軽減のため、支援プログラムの策定支援や雇用管理支援を行う。
- オ 就職支援や就職後の定着支援及び雇用関係助成金等の周知や申請等活用支援を行う。

5 就労支援コーディネーター

就労支援コーディネーターには、原則として社会福祉士や産業カウンセラー等であ

って、就労支援や若者の自立支援など、労働や福祉に関する専門的な知識を有する者や、就労支援業務などの実務経験を有する者を配置する。

6 自立相談支援事業の相談支援員等との連携

ア 支援対象者に対する説明

自立相談支援事業の相談支援員、就労支援員又は就労準備支援員（以下「支援員等」という）は、支援対象者に対して本事業の説明を行い、必要に応じて利用申込書を提出させる。（参考様式第1号）

イ 支援員等から就労支援コーディネーターへの情報提供

支援員等は、支援対象者に関する情報を就労支援コーディネーターに提供する。

ウ 同行訪問

就労体験先等を訪問する際には、就労支援コーディネーターが同行することができる。

エ 就労支援コーディネーターへの支援状況に関する報告

支援員等は、あっせん先利用状況に関する情報を報告する。（参考様式第2号）

7 留意事項

ア 事業の実施に当たっては、厚生労働省関係通知を踏まえるものとする。

イ 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

ウ 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から適用する。